

最高裁秘書第2627号

令和元年5月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年1月21日付け（同月22日受付、最高裁秘書第359号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

71期司法修習に関する、司法修習経費所要額調査（第1年次分）において作成した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。